

日本馬術連盟指導者規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>日本馬術連盟指導者規程</p> <p>(更 新)</p> <p>第7条 資格の有効期間内に1回以上指導者講習会を受講しなければならない。</p> <p>2 講習会ディレクターについては、講習会ディレクター研修会の参加をもって更新講習会の受講を免除する。</p>	<p>日本馬術連盟指導者規程</p> <p>(更 新)</p> <p>第7条 資格の有効期間内に1回以上指導者講習会を受講しなければならない。</p>